

F A X

送信日平成22年 3月29日

送 信 先

名前	今井法律事務所 弁護士 今井一雄 様
FAX番号	043-241-8613
電話番号	043-241-8509

発 信 元

名前	長生村税務課長 田邊 渡
FAX番号	0475-32-1486
電話番号	0475-32-2113
E-mail	cho-zeimu@vill.chosei.chiba.jp

要件 長生村議会から見解を求められている事項について

送付枚数 計 枚
(本文含)

至急! ご確認ください ご返信ください ご参考まで

〈連絡事項〉

日ごろより、大変お世話になっております。

過日、長生村議会活動報告会が開催され、村長に対して滞納整理方法について村の見解を
求める事項が別紙のとおり3点提出されました。

この3点について村の見解を述べるにあたり、弁護士の所見をいただきたく
FAXいたしました。

書面にいただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

※ 見解の事項とは別に、村議会議長から要望書が提出されました。併せてFAXさせて
いただきます。

よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。



長生村イメージキャラクター太陽くん



平成22年3月会議

「滞納整理のあり方に関する調査委員会」を設置。

本年1月、鴨川市在住の高齢者が、村税滞納を理由として、年金が振り込まれていた銀行口座を村に差し押さえられ、生活困窮の末に孤独死した。

この問題で議会としていくつかの問題点を明確にし、村に対して改善を求める要望書を提出する予定。

☆長生村の滞納整理についての問題点

- | |
|---|
| ■ 憲法25条に規定する生存権、憲法29条に規定する財産権を侵害するもの。 |
| ■ 最低限度の生活費として、残高10万円未満となる差押えを禁止する国税徴収法施行令34条に反する。 |
| ■ 滞納者との面談をせず、相手の生活状態の把握なしに差押えを行った、手続きに問題があった。 |

↑見解を求められている事項です。
上記3点が